

ソウエルクラブ（福利厚生センター）加入施設長 様

（（福）福利厚生センター業務受託団体）
公益財団法人 山口県健康福祉財団

令和5年度ソウエルクラブ会員交流事業について

当財団事業の推進につきましては、平素から格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度ソウエルクラブ会員交流事業については、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更されたこと等から、これまでの食事券や映画観賞券等のチケット斡旋に加え、旅行や観劇等の交流事業を助成額の一定割合で実施するよう福利厚生センターから通知がありましたので、当財団では事業計画を見直し、別紙のとおり会員交流事業を実施することとしました。

ついては、会員1名につき、チケット斡旋（1～7）または交流事業（8～17）のうち、1つに申し込み可能としますので、希望者は別紙申込書により、令和5年7月17日（月）までにFAXまたはメールでお申し込みください。

申込多数の場合は抽選とし、決定については、ソウエルクラブ会員番号を財団ホームページに掲載するとともに、各施設へ決定通知書をお送りします。

チケット代金及び参加費は施設において取りまとめ、決定通知書に記載の指定口座へ納入期限までにお振込みください。

チケット斡旋については8月中旬に、交流事業については各事業の1週間前までにチケット等を施設へ送付します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により、事業が変更となる場合がありますので御了承ください。

記

- ・令和5年度ソウエルクラブ会員交流事業ご案内
- ・チケット斡旋申込書
- ・交流事業申込書